



論文が存在する<sup>9)</sup>。これら一連の研究によってつまびらかにされたのは、儀礼は決して単なる無意味な慣習などではなく、実体を伴わない国王の権威への形式付与およびその可視化により人々の情動に訴え、それによって国王の権力行使を可能とする、非常に重要な統治手段の一つであったということである。したがって同時代人から「王国の全身体<sup>10)</sup>」とも称されたイングランド議会においても、象徴的側面を顧みずその全般的な機能について論じれば、研究が不徹底であるとの誹りを免れないであろう。

しかし議会に付随する儀式についての研究は、先述した問題関心の欠如と史料上の制約から、D・ディーンの論文以外にまとまった研究が無いのが現状である<sup>11)</sup>。とはいえS・アングロのように「あらゆる国家儀式の中で最も印象的かつ象徴的潜在性を有するのは戴冠式と葬儀」であり、「他の公的スペクタクルは感情的にも儀礼的にもこれらと比較にならず」、議会への行進は「ほとんど熱狂を引き起こさなかった<sup>12)</sup>」として議会儀式にほとんど価値を認めないのは性急に過ぎるであろう。確かに議会に纏わる一連の儀式においては、地方巡幸や入式にみられるように被支配者側の意思が表象されていたわけではなかった。しかし情報伝達の経路がかなり限定されていた時代にあつて、王国全土の政治的エリートが一堂に会する議会という場の特殊性に鑑みると、その儀礼の重要性は必然的に考慮せざるをえないはずである。

当時のイングランド議会には議会場や議事手続それ自体の随所に儀礼的性格が見られるが、本稿では特にある程度体系化された儀礼として議会開会時に行われた議会展進とウェストミンスター寺院での礼拝式を取り上げる。なお前述したようにこれらの儀式について叙述された史料は断片的で、なおかつ一部を除いて紋章官の手によるものが大半であり<sup>13)</sup>、残念ながら儀礼の受容のされ方について具体的な言説を見出すのは困難である。したがってここではディーンの研究を参照しつつも筆者が入手しえた一次史料にもとづいてこれら儀式の展開を再構成し、さらにその表象に包摂されていた政治的および社会的意義について若干の考察を加えてみたい。

8) 大陸側の研究で主として参照したのは、二宮宏之「王の儀礼 — フランス絶対王政 —」(『シリーズ世界史への問い7 権威と権力』岩波書店、1990年所収)、小山啓子「近世初期フランスにおける国王儀礼の変遷 — 王位継承儀礼と入式式を中心 —」(『西洋史学論集』第36号、1998年)、同「16世紀リヨンにおけるフランス国王の入式式」(『西洋史学』第199号、2000年)などである。また儀礼の理論的意義については、青木保「儀礼の象徴性」(岩波書店、1984年)、今村真介「王権の修辭学 — フランス王の演出装置を読む —」(講談社、2004年)、今村仁司、今村真介「儀礼のオントロジー — 人間社会を再生産するもの —」(講談社、2007年)などが参考になった。

9) 山本真理「エリザベス期・ジェイムズ期のページェントにおける国王と市民」(『帝塚山大学論集』第47号、1985年)、梁川洋子「中世後期イングランドの国王入式式と王権」(『史遊』第7号、1999年)、菅原未宇「エリザベス1世の入式式における都市支配層の戦略」(『比較都市史研究』第20巻2号、2001年)、指昭博「近世イングランドの国王葬儀 — エリザベス1世の葬列を中心 —」(江川温、中村生雄編『死の文化誌 — 心性・習俗・社会 —』昭和堂、2002年)、井内太郎「近世イギリスにおける権力と儀礼 — the Triumph of Honour にみるテューダー王朝の君主制理念 —」(『歴史学研究』第768号、2002年)、同「プリヴィー・チェインバーの成立とその意義」(同『16世紀イングランド行財政史研究』広島大学出版会、2006年)。

10) M. Dewar (ed.), *De Republica Anglorum by Sir Thomas Smith*, Cambridge, 1982.

11) D. Dean, 'Image and ritual in the Tudor parliaments', in D. Hoak (ed.), *Tudor Political Culture*, 1995.

12) Anglo, *Images of Tudor Kingship*, pp. 106-107.

13) 筆者が確認できた範囲では J.G. Nichols (ed.), *The Diary of Henry Machyn, citizen and merchant-taylor of London, from A.D. 1550 to A.D. 1563*, London, 1848 にある記述がロンドン市民による唯一の言及である。また海外から来たイングランド滞在者が残した記録としては、*Calendar of State Papers (以下 CSP) (Venetian)*, VII, pp. 22-24; 'Journey through England and Scotland made by Lupold Von Wedel in the years 1584 and 1585', *Transactions of the Royal Historical Society, new ser.*, IX, 1895, (以下 'Journey by Wedel') が存知される。

## 1. 議会行進

### (1) 行進のプロセス

議会開会に先立つ儀式は少なくとも14世紀後半には挙行されるようになっていたようであるが、紋章院によって主催されその詳細が記録されるようになるのは、テューダー朝の開祖であるヘンリ7世の第1議会からである。そしてヘンリ8世期に宗教改革議会が開かれる頃までには、その儀式次第はほぼ一定の形式を備えるようになっていた<sup>14)</sup>。ここでは国王のカリスマ性賦与における儀礼の重要度がその最頂点に達したと言われる、エリザベス治世期における議会開会儀礼のプロセスを概観してみよう。

エリザベスが王位にある間に開かれた議会は10会期であり、このうち一般的な形式で行進が行われたのは8会期である<sup>15)</sup>。各会期によって多少の相違があり、特に出発地点がホワイトホール宮殿の場合とセント・ジェームズ宮殿の場合とに分かれているが<sup>16)</sup>、基本的な要素は共通している。議会開会の前日に、行進に参加する者に対して翌朝女王が出発する宮殿に集合するようとの布告が出される。当日ウェストミンスター周辺のあらゆる通りと路地は清掃され、女王の行進する通りには砂がまかれる<sup>17)</sup>。宮殿に集合した貴族と主教はその場で議会用の式服に着替え、女王の到着まで待機する。正午前に女王が現れ輿に乗ると、ウェストミンスター寺院までの行進が開始される<sup>18)</sup>。

行進の順序も各議会を記録した史料によって若干相違があり、後に検討するようにそれ自体が意味を有していると考えられるが、ここではとりあえず治世中期における基本的なパターンを提示する((表1)中央の3列を参照<sup>19)</sup>)。行進の先頭を行くのは宮内伝達吏、ジェントルマン、エスクワイアの従者、従士など宮廷の末端に位置する人々である。その後ろには大法官府書記官、御璽担当書記官、王爾担当書記官、枢密院書記官などが続いた。彼らは議会の召集や記録の実務を担当する人々である。さらに平騎士、上級騎士が続き、その後にトランペット隊がいる場合が多い。次に来るのは上級法廷弁護士、勅撰上級法廷弁護士、法務長官、法務次官、財務府裁判所長官、民訴裁判所裁判官、王座裁判所裁判官、財務府裁判所首席裁判官、民

14) H.S. Cobb, 'Descriptions of the State Opening of Parliament, 1485-1601: A Survey', *Parliamentary History* 18, 1999, pp. 303-306.

15) 1586年の議会でスコットランド女王メアリの脅威が差し迫ったため女王は公に姿を見せず、行進も行われなかった。B.L., Add. MS 5758, f. 83 (printed in T. E. Hartley (ed.), *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I, 1558-1601*, 3 vols., Leicester, 1981-1995, II, p. 208); Simonds D'Ewes, *Journal of all the Parliaments during the Reign of Elizabeth I*, London, 1682, reprinted in Shanon, 1973, pp. 376-377. また1593年には疫病の流行のため行進・礼拝式とも中止となった。B.L., Add. MS 5758, ff. 110-111. 1559年と1563年は悪天候と女王の体調不良のため共に開会日が延期になっている。CSP(Venetian), VII, p. 22; B.L., Cotton Titus MS F1, f. 59 (printed in Hartley, *Proceedings*, I, p. 66).

16) ホワイトホール宮殿から出発したのは1559年、1563年、1571年、1597年、1601年、セント・ジェームズ宮殿から出発したのは1572年、1584年である。1589年については確認できない。Cobb, *op. cit.*, pp. 310-315.

17) 'Journey by Wedel', p. 260.

18) Thomas Milles, *The Catalogue of Honor*, London, 1610, pp. 64-68. 本書はRobert Glover, *Nobilitas Politica vel Civilis*, London, 1608からの翻訳である。ロバート・グローヴァーはトマス・マイルズの叔父であり、著名な紋章官・学者であった。グローヴァーおよびグローヴァーが収集した史料に関しては、L. Campbell and F. Steer, *A Catalogue of Manuscripts in the College of Arms Collections*, vol. 1, London, 1988, pp. 169-170; *Oxford Dictionary of National Biography*(以下ODNB)(Robert Glover)を参照。

19) 議会の行進序列に関して本稿で参照できた史料は前述のMiles, *Catalogue of Honor*の他以下の通りである。B.L., Cott. Titus F1, ff. 59-60v (printed in Hartley, *Proceedings*, I, pp. 66-68); Harl. MSS. 853, f. 112 (printed in John Nichols, *The Progresses and Public Processions of Queen Elizabeth*, 3 vols., 1823, I, pp. 299-300); Harl. MSS. 1988, f. 139 (printed in Nichols, *Progresses*, II, p. 433); Nichols, *Progresses*, III, p. 409.

表1 各会期における行進順序

1562年 (* 1)	1572年 (* 2)	1584年 (* 3)	1586年 (* 4)	1596年 (* 5)
ジェントルマン エスクワイア 平騎士 上級騎士 貴族の息子 トランベッター 勅撰上級法廷弁護士 法務長官・法務次官 民訴裁判所・王座裁判所裁判官 財務府裁判所裁判官 王座裁判所裁判官 財務府裁判所首席裁判官・民訴裁判所首席裁判官 記録保管官・王座裁判所首席裁判官 薫爵士の秘密議官 秘書長官 女王の帽子と外套を捧げ持つ 貴族の息子 男爵 主教 子爵 伯爵 侯爵 公爵 大法官(国璽尚書) ヨーク・カンタベリー大主教 クラレンスおよびノロイ部長 衛視 儀仗を携えた紋章院長官・式帽を携えた大蔵卿 剣 女王 従僕およびジェントルマン・ベンシヨナーズ(親衛隊) 宮内卿・宮内次官 主馬頭 女官 親衛隊長	伝達吏 エスクワイア 従士 大法官府書記? 御璽担当書記官 王璽担当書記官 枢密院書記官 大法官府主事 平騎士 上級騎士 トランベッター 上級法廷弁護士 勅撰上級法廷弁護士 法務長官・法務次官 財務府裁判所裁判官 民訴裁判所・王座裁判所裁判官 財務府裁判所首席裁判官 民訴裁判所首席裁判官 記録保管官 王座裁判所首席裁判官 薫爵士の秘密議官 秘書長官 女王の帽子と外套を捧げ持つ 貴族の息子 民訴裁判所首席裁判官 記録保管官 王座裁判所首席裁判官 パース薫爵士 ガーター薫爵士 女王の帽子と外套を捧げ持つ 貴族の息子 貴族の次男以下 ハウスホールド監理官 ハウスホールド財務官 男爵 秘書長官 海軍卿、宮内卿 子爵 伯爵 侯爵 大蔵卿 大法官 ヨーク・カンタベリー大主教 紋章院長官 式帽 剣 ジェントルマン・ベンシヨナーズ(親衛隊) 女王 宮内次官 主馬頭 女官 親衛隊長	伝達吏 ジェントルマン エスクワイア 従士 大法官府書記官 御璽担当書記官 王璽担当書記官 枢密院書記官 大法官府主事 平騎士 平騎士 上級騎士 トランベッター 上級法廷弁護士 勅撰上級法廷弁護士 法務長官・法務次官 財務府裁判所裁判官 紋章官 財務府裁判所裁判官 民訴裁判所裁判官 王座裁判所裁判官 民訴裁判所・王座裁判所裁判官 民訴裁判所・財務府裁判所首席裁判官 王座裁判所首席裁判官・記録保管官 貴族の次男以下 薫爵士の秘密議官 チェーンパー財務官 パース薫爵士 貴族の長男 薫爵士の秘密議官 ガーター薫爵士 紋章官 秘書長官 ハウスホールド財務官・監理官 薫爵士の秘密議官 ガーター薫爵士 紋章院長官 ハウスホールド財務官・監理官 女王の帽子と外套を捧げ持つ 貴族の息子 紋章官 男爵 紋章官 主教 男爵 紋章官 主教 子爵 紋章官 伯爵 ノロイ部長? 侯爵 公爵 大法官 ノロイ部長? 公爵 大法官 ヨーク・カンタベリー大主教 クラレンス部長 大法官・大蔵卿 ヨーク・カンタベリー大主教 クラレンス部長 衛視 ヨーク・カンタベリー大主教 クラレンス部長 衛視 ガーター部長 女王 従僕およびジェントルマン・ベンシヨナーズ(親衛隊) 式帽および紋章院長官儀仗 剣、式部卿および宮内府長官 女王 従僕およびジェントルマン・ベンシヨナーズ(親衛隊) 主馬頭および宮内卿 宮内次官、女官、その他	伝達吏 ジェントルマン エスクワイア 従士 御璽担当書記官 王璽担当書記官 枢密院書記官 大法官府主事 平騎士 上級騎士 トランベッター 上級法廷弁護士 勅撰上級法廷弁護士 法務長官・法務次官 財務府裁判所裁判官 民訴裁判所裁判官 王座裁判所裁判官 民訴裁判所・財務府裁判所首席裁判官 王座裁判所首席裁判官・記録保管官 平騎士 王座裁判所・財務府裁判所首席裁判官 王座裁判所首席裁判官・記録保管官 貴族の次男以下 薫爵士の秘密議官 ガーター薫爵士 秘書長官 ハウスホールド財務官・監理官 女王の帽子と外套を捧げ持つ 貴族の息子 紋章官 男爵 紋章官 主教 紋章官 伯爵 ノロイ部長? 侯爵 公爵 大法官 大蔵卿 ヨーク・カンタベリー大主教 クラレンス部長 衛視 式帽および紋章院長官儀仗 宮内府長官 女王 従僕およびジェントルマン・ベンシヨナーズ(親衛隊) 主馬頭 宮内卿 宮内次官	伝達吏 ジェントルマン エスクワイア 大法官府書記官 御璽担当書記官 枢密院書記官 大法官府主事 従士 トランベッター 法務長官・法務次官 勅撰上級法廷弁護士 民訴裁判所裁判官 王座裁判所裁判官 民訴裁判所・財務府裁判所首席裁判官 王座裁判所首席裁判官・記録保管官 平騎士 パース薫爵士 薫爵士の秘密議官 ガーター薫爵士 女王の帽子と外套を捧げ持つ 貴族の息子 貴族の次男以下および長男 秘書長官 宮内次官 ハウスホールド財務官・監理官 男爵 海軍卿、宮内卿 ノロイ(・アルスター)部長 子爵 伯爵 侯爵 公爵 枢密院主事および王璽尚書 宮内府長官および式部卿 クラレンス部長 施物分配吏、請願裁判所長官 大法官・大蔵卿 ヨーク・カンタベリー大主教 衛視 ガーター部長 式帽および儀仗を携えた紋章院長官 剣 女王 従僕およびジェントルマン・ベンシヨナーズ(親衛隊) 宮内卿および宮内次官 主馬頭 女官 親衛隊長

(\* 1) Cott. Titus Fl. fos. 59-60v, 65-75v (printed in *Hartley, Proceedings*, I, pp. 66-68).  
 (\* 2) *The progress and public procession of Queen Elizabeth*, 3 vols., 1823, i, pp. 299-300, originary form Harl. MSS. 853. f. 112.  
 (\* 3) Robert Glover, translated and revised by Thomas Miles, *The Catalogue of honor*, London, 1610, pp. 64-66.  
 (\* 4) *The progress and public procession of Queen Elizabeth*, 3 vols., 1823, ii, p. 433, originary form Harl. MSS. 1988. f. 139.  
 (\* 5) *The progress and public procession of Queen Elizabeth*, 3 vols., 1823, iii, p. 409.

訴裁判所首席裁判官、記録保管官、王座裁判所首席裁判官といった法曹界の中心に位置する人々である。このうち勅撰上級法廷弁護士と記録保管官のみそれぞれの職位を表す紫色の式服とフードを着用しているが、その他全ての裁判官は緋色の式服とフード、マントを着用しており、式服とフードはシベリアリスの毛皮で縁取られていた<sup>20)</sup>。その後ろに来る一団の順序は一定していないが、パース騎士、ガーター騎士、貴族の子息たち、騎士の枢密議官といった、官職においても爵位においてもそれ程高位にはなかった人々と、通常はその後ろにより政治的影響力が強いハウスホールド監理官、ハウスホールド財務官、秘書長官といった人々が続いた。こうした人々に前後して女王の私的な帽子とケープを運ぶ貴族の子息が随行している。

次に来るのは聖俗の貴族院議員たちであり、慣例的な序列に従って男爵、主教、子爵、伯爵、侯爵、公爵の順で進んでゆく。彼らの着衣は基本的に共通で、緋色の毛皮で縁取られた式服、フード、マントである。ただし男爵のマントの右肩にはシベリアリスの毛皮で2本線があしらわれ、主教のフードも同じく2本線があしらわれているのに対し、子爵以上では1本線となっており差別化が図られている<sup>21)</sup>。高位貴族たちの後ろに続くのは聖俗両面における王国の中枢を代表する人々であり、大蔵卿、大法官、ヨーク・カンタベリー大主教といった面々である。さらに金メッキを施した銀製の職杖を携えた議会の衛視、紋章官のマントに身を包んだガーター部長に先導され、宝器が選ばれてゆく<sup>22)</sup>。儀仗、式帽、剣といったこれらの宝器を運ぶ一団には、紋章院長官、宮内府長官、式部卿といったハウスホールドの代表者が含まれるのが通例であった。

そしてこの行進の中心に位置するのは当然女王である。女王が乗っている輿には天蓋がついており、両側面は開かれているが後方は上部から垂らされた半円形状の布で覆われている。この天蓋を支える後方の2本の支柱は銀製であり、上部には金の王冠が固定されている。女王の足下側の2本の支柱の上部には、金色に輝き素晴らしく精巧に製作されたライオンと竜が立っており、女王の紋章を支えていた。女王の座っている黄金の椅子は銀布で覆われ、銀糸織りのクッションが取り付けられていた<sup>23)</sup>。この輿は2頭の白馬によって運ばれるが、その馬のたてがみや尾は黄色く染められ、頭と尾には黄色と白の羽根飾りが留められており、金製の鞍と馬飾りが付けられていた<sup>24)</sup>。女王が着用しているのは、深紅のピロードでつくられたカートルと、前開きの深紅のマントである。カートルは身体にぴったりとした喉元までであるもので、袖口にオコジョの毛皮があしらわれていた。マントもオコジョの毛皮で縁取りがされている。さらに女王はオコジョの毛皮で出来たフードを付け、大変見事な東洋の真珠で覆われ、金箔を施した網帽子をかぶり、様々な宝石がちりばめられたネックレスを下げていた<sup>25)</sup>。

女王の両側につき従っているのは豪華なマントを着用し、矛と槍を携えた歩兵であり、さらにその外側に戦斧を携えた親衛隊が随行していた<sup>26)</sup>。女王の輿の後方を進んでゆくのは宮廷の家政部門を代表する人々であり、金の房で飾られ羽毛で装飾された赤いピロードの馬飾りを付けた「国家の馬」を牽いた主馬頭を中心に<sup>27)</sup>、これと相前後して宮内卿、宮内次官が列に加わっていた。さらに女王に仕える女官たちが続き、行進の最後尾は近衛兵たちであった。

## (2) 行進に見られる表象

以上のような議会行進をテューダー期の他の儀礼と比較した際、キングの言うようにその規模が別段壮大でないのは確かである。ロンドンその他の都市へ国王が入場する際には、市当局が盛大なページェントを挙

20) B.L., Cott. Titus FI, f. 59v; Miles, *op. cit.*, p. 64.

21) B.L., Cott. Titus FI, ff. 59v-60; Miles, *op. cit.*, pp. 65-66.

22) Miles, *op. cit.*, p. 66.

23) Miles, *op. cit.*, p. 64.

24) 'Journey by Wedel', p. 260.

25) CSP(Venetian), VII, p. 22; B.L., Cott. Titus FI, ff. 60-60v; Miles, *op. cit.*, p. 66.

26) B.L., Cott. Titus FI, f. 60v; Miles, *op. cit.*, p. 66; Harl. MSS. 1988, f. 139.

27) 'Journey by Wedel', p. 261.

行して間接的に自らの意思を伝達するのが通例であり、当然そのスペクタクルは壮麗なものとなった<sup>28)</sup>。また国王の葬儀に関しては、宮廷の家政部門における下位官職者までが葬送行列に連なり、その人数はかなり増大した<sup>29)</sup>。他方議会行進を統括していたのは紋章院であって特にページェントなどが挙行されることもなく、国王側の公的プロパガンダの側面が強いのは明らかである。

しかしだからといって議会行進の持っていた重要性が過小評価されるべきではないだろう。行進の順序を見ると、女王に近い人々ほど位階・官職が段階的に高まってゆくように構成されており、女王の直前には国家の高位官職者が、直後には家政部門の高位官職者がそれぞれつき従っている。国璽、権票、剣といった宝器はテューダー朝以前にまで遡る王権の永続性を象徴しており、かつて教皇への恭順の表象であった式帽は今や世俗両面での国王の至上権を示すものであった<sup>30)</sup>。また毛皮の紋章で位階の序列は明示されているものの、女王以外の参加者の衣装は基本的に緋色で統一されている。そして一人豪華絢爛たる衣装を身につけ輿に担がれた女王が、他の参加者から別次元の存在として差別化されているのは明らかである。こうした事実を示されているのは、ギアーツの言葉を借りればカリスマ性を賦与された「中心の中心」としての女王であり<sup>31)</sup>、その中心からの距離によって差異化された名譽・威信が源泉となる、宮廷および国家（ここでは特に宮廷の側面が強いが）における統治のメカニズムである<sup>32)</sup>。常備軍も強大な官僚組織も欠いていた16世紀イングランドにおいては、神聖化された国王を頂点とするヒエラルキーに政治的・社会的安定性は大きく依拠していた。他の儀礼とは異なり、議会開催時毎に半恒常的に行われるという儀式的反復性も、議会行進が宮廷における安定的政治システムの表象となりうる可能性に寄与していたと言える<sup>33)</sup>。

その意味で、下院議員としての資格で行進に参加している者が存在していないのは示唆的である<sup>34)</sup>。その理由としては、中世からの典礼の連続性を指摘できるであろう。そもそも貴族院は国王、顧問官、聖俗の貴族からなる大評議会から発展したものであるのに対し、下院はこの大評議会に時折召集されていた州代表と自治都市の代表が、エドワード3世期になって初めて別個に形成した集会を起源としていた。ようやく下院が貴族院と同等の地位を法的に確認されたのは、テューダー朝期に入って間もない1489年のことだったのである<sup>35)</sup>。したがって議会行進はこうした議会の成立事情を色濃く反映すると共に、宮廷に参内する権利

28) S. Anglo, *Spectacle, Pageantry and Early Tudor Policy*, D. Bergeron, *English Civic Pageantry*; 菅原「エリザベス1世の入市式における都市支配層の戦略」などを参照。

29) 指昭博「近世イングランドの国王葬儀」、146 - 149頁。

30) エリザベスの治世期に用いられていた式帽は、教皇から1514年にヘンリ8世が授かったものか、1554年から1555年の間にメアリ1世が授かったものかのどちらかであると思われる。Dean, *op. cit.*, p. 262.

31) ギアーツ「中心、王、カリスマ」223頁。

32) D・スターキーによれば、君主の身体的表象は肖像画と全く同じような象徴的機能を有しているが、それにもかかわらず官職保有者の独立した行為への生来的可能性を留保している。すなわち官職保有者は国王の代理人であると同時に国王の象徴ともなりうるものであり、前者の役割は後者によって特有の強靱さと機微を与えられていることになる。D. Starkey, 'Representation Through Intimacy: A study in the symbolism of monarchy and court office in early-modern England', in I. M. Lewis (ed.), *Symbols and Sentiments: Cross-cultural Studies in Symbolism*, London, 1977, p. 192. ただし井内氏も指摘しているように、スターキーはこの側面をやや誇張し過ぎる嫌いがある。井内「プリヴィ・チェインバーの成立とその意義」、229頁。

33) カーツァーによれば、「人びとは、単一の、既知の現実を固定できるしかたで反応し、だからどんな行動がふさわしいかを知ることができ、世界での自分の場所を理解できるのである。ほかならぬ儀式的固定性と無時間性が、時間を飼いならし、現実を定義するこの試みの一部を再保証する。」D・I・カーツァー、小池和子訳『儀式、政治、権力』（勁草書房、1989年）、22頁。

34) もちろん爵位を有していない官職保有者が同時に下院議員であったという可能性は排除されない。例えば1562年の会議ではウィリアム・セシルは下院議員であったが、秘書長官として行進に参加している。B.L., Cott. Titus FI, f. 59v.

35) Graves, *The Tudor Parliaments*, pp. 39-40.

を有する身分としての貴族の特権的な地位を明示する役割を担っていたと言えるだろう。同時に下院議員たちを行進の観察者の位置に押し留めることで参加者との差異化を図り、下院議員があくまでも「コモンウェルスに対する顧問官<sup>36)</sup>」に過ぎないという状況を示唆する効果もあったかもしれない。

他方、下院議員の行進への不参加には、王国統治の面で積極的な意義が認められる。当時の下院議員はその多くが治安判事などとして各地域の統治にあたる地方の政治的エリート層に属していた<sup>37)</sup>。同時代の地方における統治の安定性も、究極的には国王にまで連なる名誉や威信を媒介としたメカニズムに依存していたのであるが<sup>38)</sup>、彼らが普段国王のイメージに接するのは貨幣の肖像や中央からの文書に押印してある国璽など経路が限定されており、また女王を直接目にする貴重な機会である巡幸もその範囲および回数に事実上限界があった<sup>39)</sup>。したがっておそらく沿道からこの行進を見守った下院議員たちに対して<sup>40)</sup>、生身の女王や表象としての宮廷が可視化されることは、彼らの内面に統治規範としての敬意や位階の価値をさらに増大させる重要な契機であったと考えられる<sup>41)</sup>。

以上述べてきたように議会展進は国家の安定性を公的に顕示するという役割を担っていたが、しかし前述したように行進の序列は常に固定されていたわけではない。前掲(表1)は史料にもとづいて各会期における行進の順序を対比させたものである。史料の記録者によって各行進における構成要素の表現が異なっており、また欠落していると考えられる要素もあるので決して完全なものではないが、大まかな位置関係は把握可能である。これを見ると基本的な構成や序列は共通しているものの、会期毎に微妙に順序が入れ替わっているのが分かる。実は会期間における官職の授与や相続など、各個人の些細な地位の変化でさえ行進の順序に影響していたのであり<sup>42)</sup>、特に治世中期の3会期と初期および末期の会期との間で認められる比較的大きな変化は重大な意義を有している可能性がある。もっとも筆者が確認できたのは5会期についてのみなので、ここから何らかの結論を導くのは早急に過ぎるだろう。また儀礼上の変化は必ずしも体制の動揺を示唆しているわけではなく、現実の権力関係に対応した変更が行われる場合があったと考えられる。しかし、エ

36) 1593年会期における大法官サー・ジョン・パクリングの開会演説の中には、「諸君らの大部分はコモンウェルスの顧問官にして代理人に任ぜられている点を確認せよ」という言葉が見られる。B.L., Harley 6265, f. 114 (printed in Hartley, *Proceedings* III, p. 22).

37) エリザベス治世中に開催された10会期を通じて、州選出議員では常に約8割以上が、都市選出議員でも約3割以上が治安判事に任命されていた。P.W. Hasler (ed.), *The House of Commons 1558-1603*, London, 1981, I, pp. 45, 58.

38) A.J. Fletcher, 'Honor, Reputation and Local Officeholding in Elizabethan and Stuart England', in A.J. Fletcher and J. Stevenson (eds.), *Order and Disorder in Early Modern England*, Cambridge, 1985.

39) M.H. Cole, *Portable Queen: Elizabeth I and the politics of ceremony*, Amherst, 1999. 大野真弓「エリザベス女王の巡幸(Ⅰ)(Ⅱ)」(『政治経済史学』第327、328号、1993年)。

40) 行進を直接目にした下院議員がどの程度存在したかは明らかでないが、ジョン・フッカーの日記をはじめ行進の様子を記した史料が残っている点からして、一定数に達していたのは確実であると思われる。Trinity Colloge Dublin MSS 535, f. 1 (printed in Hartley, *Proceedings*, I, pp. 194-195); Devonshire Record Office, Bk 60h, f. 1 (printed in Hartley, *Proceedings*, I, p. 243).

41) エルトンは地方の意見が中央に伝達され、中央は地方の実情を知ることができるという意味で議会を「接点」として捉えたが、このように中央の規範意識を地方へ浸透とさせるという意味でもやはり「接点」としての側面を有していたと言えるのではないだろうか。G.R. Elton, 'Tudor Government: The Points of Contact. I, The Parliament', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24, 1974; C. Russell, 'The Nature of a Parliament in Early Stuart England', in H. Tomlinson (ed.), *Before the Civil War: Essays on Early Stuart Politics and Government*, London, 1983, p. 131; P. Croft and I.A.A. Thompson, 'Aristocracy and representative government in unicameral and bicameral institutions. The role of the peers in the Castilian Cortes and the English Parliament 1529-1664', in H.W. Blom, W.P. Blockmans, H. de Schepper (eds.), *Bicameralisme*, Hage, 1992, p. 68.

42) このため行進中の適切な位置に組み込まれ、全体の統制を図る紋章官の役割は極めて重要であった。Dean, *op. cit.*, p. 261.

リザベス治世中期における統治の安定度と、即位直後および1590年代以降女王晩年の政治的・社会的動揺を想起するとき、この行進序列の変成には単なる偶然以上の意義が認められるのではないか。議会開催の半恒常性は、儀式の反復という面では安定した秩序の表象に貢献したが、その都度の宮廷・国家の状況を映し出すという意味では秩序の崩壊を露呈する可能性も秘めていた。それゆえ、ディーンの指摘にもあるように議会儀礼がもたらす影響には静態的な側面と動態的な側面の両方が推知されるのである<sup>43)</sup>。

## 2. 礼拝式

### (1) 礼拝式のプロセス

議会開会時における次の重要な儀式は、ウェストミンスター寺院で行われた礼拝式である。行進が寺院北口へ到着すると、女王は首席司祭、その他聖職者および式服に身を包んだ聖歌隊に迎えられる。寺院入り口にはカーベットとクッションが備え付けられており、女王は跪いて首席司祭から先端に鳩の意匠が施され金メッキがされた笏を受け取り、クッションの上に置く。次に同じく首席司祭から小型の祈禱書を受けとり、示された箇所をそっと唱える<sup>44)</sup>。祈りの後女王は笏を手にし、6人の騎士が支え持つ銀糸の布が掛けられた天蓋の下、寺院内へと入場する。この際宮内卿と宮内次官が女王の体を支え、カートの裾を貴族の夫人が運び、装飾によって重量を増していたマントは2人の貴族が肩の高さまで持ち上げていた<sup>45)</sup>。

大法官と財務府長官、さらにその前を行く聖歌を詠唱する聖歌隊に先導された女王は、一旦西側の扉の方へ向かい、その後聖歌隊席を通り過ぎ、聖餐台側に設けられた国王用の席 (Traverse) に着席するが、その際に天蓋が外される<sup>46)</sup>。これはエリザベス治世期になって初めて導入された形式であり、聖餐式や奉獻式が行われていた時は、それらの式が終了するまで国王は聖歌隊席に着席していた<sup>47)</sup>。世俗貴族は南側の国王席の側に、聖職貴族は北側の説教壇の後方に設置された、貴族院議場と同じような長椅子にそれぞれ着席した<sup>48)</sup>。剣と式帽は聖餐台の上に、天蓋は壁を背にして説教壇の上に安置される (礼拝式における座席配置は図1を参照<sup>49)</sup>)。聖歌が終了すると説教が開始されるが、これは常にウェストミンスター寺院の首席司祭が行うわけではなく、形式も一定していない<sup>50)</sup>。なおこの礼拝式の最中に宮内府長官は退席して下院に赴き、下院議員たちの点呼を行い宣誓をさせる<sup>51)</sup>。したがって理論的に下院議員の礼拝式への出席はありえない。

説教が終了すると、女王は再び天蓋の下南口へと徒歩で移動する。南口を出る際には、入場時に受けとった笏を跪いている首席司祭に返還する<sup>52)</sup>。また寺院を出る際には、女王の命令にもとづいてこの天蓋は別

43) Dean, *op. cit.*, p. 246.

44) CSP (*Venetian*), VII, p. 23; Miles, *op. cit.*, p. 66; B.L., Cott, Titus FI, f. 64v; B.L. Add. 5758, ff. 73, 76v (printed in Hartley, *Proceedings*, I, pp. 267-268, II, p. 20); B.L. Add. 4712, f. 63 (printed in Hartley, *Proceedings*, III, p. 184); B.M. Donation MSS. 4712 (printed in Nichols, *Progresses*, iii, p. 415).

45) Miles, *op. cit.*, pp. 66-67; B.L., Cott, Titus FI, f. 64v.

46) Miles, *op. cit.*, p. 67; B. L. Add. 5758, f. 76.

47) Cott, Titus FI, f. 60v.

48) Miles, *op. cit.*, p. 67; B.L., Cott, Titus FI, f. 64v; B. L. Add. 5758, f. 76v.

49) Miles, *op. cit.*, p. 67; B.L., Cott, Titus FI, f. 64v; B. L. Add. 5758, ff. 77, 84.

50) 1559年に説教を行ったのは、その直前に大陸への亡命から帰国した改革派神学者のリチャード・コックスであった。1563年には首席司祭が、1572年はリンカーン主教、1584年はカンタベリー大主教が説教を行った。また1586年には首席司祭が嘆願と女王のための祈りを唱えた後ソールズベリー主教が説教を行っており、1597年にもこの形式が踏襲されている。ODNB (Richard Cox); CSP (*Venetian*), VII, p. 23; Cott, Titus FI, f. 64v; B.L. Add. 5758, ff. 73, 77, 84; B.L. Add. 4712, f. 63.

51) Miles, *op. cit.*, p. 67; Cotton Titus F. ii, f. 20 (Printed in Hartley, *Proceedings*, III, pp. 61-62); B.L. Stowe 362, ff. 1-2 (Printed in Hartley, *Proceedings*, III, pp. 225-226).



のものに取り替えられる<sup>53)</sup>。貴族院議場西側にある階段の登り口でこの天蓋も外されるが、この場所にはそれを受けとる従僕があらかじめ待機している<sup>54)</sup>。その後女王はウェストミンスター宮殿の国王用控えの間で、議員たちが序列に従ってきちんと着席するまで待機する<sup>55)</sup>。

(2) 礼拝式に見られる表象

最初に確認しておきたいのは、この礼拝式がウェストミンスター寺院で行われたという事実と、エドワード証聖王とウェストミンスター寺院との深い結びつきである。エドワード証聖王はウェストミンスター寺院の創建者および唯一列聖されたイングランド国王としても知られ、

中世以来国王権威の称揚に用いられていた<sup>56)</sup>。12世紀以後こうした徳性を利用して王権の正統化を図ろうとした国王たちの間にはエドワード証聖王崇拝が盛んになり、特にウェストミンスター寺院にはエドワードをモチーフにした彫刻や絵画が献呈された。またヘンリ8世期以降は、宗教改革を正当化するための根拠がイングランド固有の歴史に求められるようになるが、こうした潮流の中でエドワード証聖王はアングロ・サクソン法の編纂者、したがって古来から継続しているコモン・ローの創設者であると再解釈されるようになっていった。そしてノルマン朝の開祖であるウィリアムは、このエドワード証聖王による法の王国内での継続的適用を認めるという人民との契約の下王位に就いたのであって、イングランドは軍事的には征服されても、アングロ・サクソン法をウィリアムに認めさせたという点で思想的には征服されなかったとする言説が、当時年代記作者や尚古学者らを中心に流布していた<sup>57)</sup>。ローマ・カトリックと決別した新たなアイデンティテ

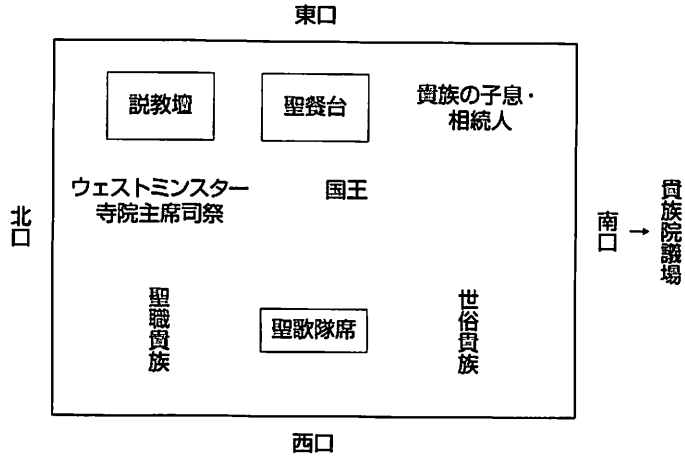


図1 ウェストミンスター寺院での礼拝式における座席配置 (模式図) Hartley, *Proceedings*, II, 209, originary from B.L. Add. 5758, fos. 83-4 を元に作成。

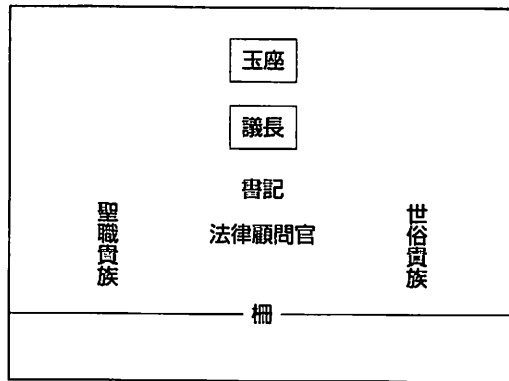


図2 貴族院議場における座席配置 (模式図) V. F. Snow (ed.), *Parliament in Elizabethan England*, John Hooker's 'Order and Usage', London, 1977, pp. 154-155 の叙述を元に作成。

52) Miles, *op. cit.*, p. 67; Cott. Titus FI, f. 65; B.L. Add. 5758, f. 77; B.L. Add. 4712, f. 63.

53) B.L. Add. 5758, f. 77.

54) B.L. Add. 5758, ff. 73, 77.

55) Miles, *op. cit.*, p. 67; Cott. Titus FI, f. 69; B.L. Add. 5758, ff. 73-73v.

56) P. Binski, *Westminster Abbey and the Plantagenets: Kingship and the Representation of Power 1200-1400*, New Haven and London, 1995. 特に chp. 2などを参照。

イーの確立が求められていた状況の中で、エドワード証聖王の表象は当時の王権に有利なように読み替えられる可能性があり、ウェストミンスター寺院での礼拝式の挙行もこれとの関連で解釈すべきではないと思われる。

さらにこうした背景を念頭に置いて、女王と寺院の首席司祭との間で行われた笏の授受についても検討してみたい。同時代人であるロバート・グローヴァーによるとこれは「エドワード証聖王」の笏ということになり、やはり同王崇拜との関連が窺われる<sup>58)</sup>。だがもしこの儀式で実際に使用されていた祭器が鳩の意匠が上部に取り付けられた職杖だったとすれば、これは元来エドワード証聖王の笏と呼ばれていたものとは異なる。中世以来エドワード証聖王の笏と呼ばれていたのは上部に十字架が取り付けられ、下部に装飾の施された宝器であった。戴冠式の行進において国王が手に携えていたのがこのエドワード証聖王の笏であり、同じく戴冠式の最終段階でカンタベリー大主教が国王を聖別する際に国王に手渡されるのが上部に鳩が取り付けられた「徳と衡平の職杖 (rod of virtue and justice)」であった<sup>59)</sup>。そして議会開催時の礼拝式における儀式も、おそらく戴冠式におけるこの儀式に範を取り、少なくともエリザベス治世期には同じ祭器が使用されていたと思われる<sup>60)</sup>。したがって授受されていた祭器の呼称は判然としなが、以下ではさしあたり先行研究にもとづいた蓋然性の高い解釈を試論として提示してみたい。

元来のエドワード証聖王の笏は国王と王国との関係および臣民との間の関係、すなわち世俗的権力を象徴していた。これに対し徳と衡平の職杖が象徴していたのは、国王と王権との関係、さらには国王とその祖先との関係、国王と神との関係であり、究極的には神に源泉を有するものとしての王権であった<sup>61)</sup>。ところが宗教改革を経た16世紀後半になると王権と教権との関係は逆転しており、戴冠式と同じ徳と衡平の職杖が用いられたにもかかわらず、この儀式に表象されたのは教権ではなく王権の威信の発露であったと考えられている<sup>62)</sup>。ウェストミンスター寺院に帰属する聖性が可視化された笏を女王が礼拝式中に携行することで、王権が教権を包含する状況が明示され、これによって女王の世俗的権力は一層高められたのであった。それゆえもしこの笏にエドワード証聖王の名が冠されていたとすれば、同寺院において首席司祭が世俗上の優越者であると認めた人物に対して、目に見える形で手渡されるのにさらに適した宝器であっただろう<sup>63)</sup>。こうした事情を加味すれば、この儀式において一般的に意図されていたのは、ウェストミンスター寺院、ひいては王国の全教会に対する国王権力の誇示であったと言えるのではないだろうか。

次に印象的なのは女王が移動する際に必ず用いられる天蓋である。天蓋は13、14世紀頃からフランス国王

57) J. Greenberg, 'The Confessor's Laws and the Radical Face of Ancient Constitution', *English Historical Review* 104, 1989; Id, *The Radical Face of the Ancient Constitution: St. Edward's "Laws" in Early Modern Political Thought*, Cambridge, 2001.

58) Miles, *op. cit.*, p. 67; Cott. Titus F1, f. 69.

59) Dean, *op. cit.*, pp. 263-264, n. 39; L.G.W. Legg, *English Coronation Records*, Westminster, 1901, xxv. なお17世紀前半まで使用されていた両祭器は内乱期に破棄されており、現存しない。M. Holmes and H.D.W. Sitwell, *The English Regalia: their history, custody & display*, Her Majesty Stationery Office, London, 1972, pp. 8-9.

60) デイーンは、元来はエドワード証聖王の笏が実際に用いられていたが、エリザベス治世期に徳と公平の職杖に置き換えられたようだ述べている。Dean, *op. cit.*, pp. 263-264. もっとも「エドワード証聖王の笏」という表現が使用されているのは、著者がグローヴァーであると確認できる Cott. Titus F1 および *Catalogue of Honor* のみである。さらに Cott. Titus F1 では「上部に鳥 (martlett) が付けられたエドワード証聖王の笏」という記述が見られる。よってデイーンの主張するように使用される祭器自体が変更されたのか、祭器の呼称が変化したのか、あるいはグローヴァーが誤認しているのかは判然としなない。

61) K.A. Smith, 'History, Typology and Homily: The Joseph Cycle in the Queen Mary Psalter', *Gesta* 32, 1993, p. 149. なおオットー朝の図像に上部に鳥の意匠が取り付けられた笏や職杖が頻繁に見られることから、イングランドで使用された職杖のデザインも神聖ローマ帝国起源ではないと思われる。

62) Dean, *op. cit.*, p. 264.

63) Holmes and Sitwell, *The English Regalia*, p. 10.

の入市式に使用され始め、イングランドでも16世紀までには用いられるようになっていた。元来天蓋は聖体の上に掲げられるものであり、これと同様に国王を天蓋の下に置くことで、国王を聖体に擬しキリスト教的適格性や正統性を付与するのが目的であったと考えられている<sup>64)</sup>。現在検討している礼拝式においても、女王が着席中は説教壇上に安置されており、国王の至上権との関連が窺われる。ただし寺院内で用いられる天蓋と、寺院出口から貴族院議場までのごく短い距離で用いられる天蓋は意図的に区別されており、寺院に所属しエドワード証聖王の聖性を帯びた天蓋とそれ以外の天蓋とを区別しようとする態度が推知される。

最後に礼拝式における寺院内の座席配置と、貴族院における座席配置とのアナロジーが指摘できる。礼拝式と貴族院の座席配置を比較してみると(図1、図2)、中央前部に位置する国王、国王向かって右手に着席する主教、それに対面する形で着席する世俗貴族という配置の同一性が確認できる。先述したように下院議員はその場に参加しておらず、その意味で礼拝式は国家儀礼と言うよりは宮廷儀礼に近く、秘儀性を特徴としていた。とはいえ、ここでは全体としての議会が理念型的に表象されていると言えるのではないだろうか。笏の授受や天蓋が君主に具現化された国王権威の頌徳を図るものであるとすれば、寺院内の礼拝式と貴族院との類同性は、国王、貴族院、下院から構成される三位一体としての議会に神の祝福を求め、これを「本王国内において存在する、もしくは存在しうる、最高、至高、至上の法廷<sup>65)</sup>」とするための儀礼的装置であったと考えられる。

#### おわりに

以上見てきたように、エリザベス治世期における議会は王国内における様々な問題を処理するという実際的な政治的機能のみを果たしていたわけではなかった。むしろ同時代における重要な政治的イベントの一つとして、そこに儀礼的側面が包摂されるのは不可避であったと言える。すなわち議会行進において表象されていたのは、統治の源泉としての位階や秩序の編成原理であり、理想としての世界像であった。行進に参加した貴族や主教は国家のヒエラルキーにおける自らの位置を確認し、各地方から参集した下院議員たちもこれを外部から観察することで女王を中心とする国家体制を心に刻みつけたのである。また礼拝式において展開されたのは、エドワード証聖王崇拜を利用して教権に対する王権の優位を確認すると同時に、その国王が主催する議会にも権威を与える儀式であった。礼拝式は公開度の低いものであったが、ある程度まではN・エリアスの言う「全支配構造の中心的図柄<sup>66)</sup>」をなすものであったと言えるだろう。

近世の王権を取り巻く理論的言説は、何らかの物理的媒体無しにはその根拠が非常に脆弱であり、その点でイングランド王国全域から地方統治を任されている人々が集う議会開会前に挙行される儀礼は、王権イデオロギーを支える一つの重要な装置に他ならなかった<sup>67)</sup>。さらに議会の開催が半恒常的だったために、各国王の治世期間中に一度しか行われぬ戴冠式や葬儀、あるいは各地域へ不定期に行われた行幸などと比べ、議会およびそれに付随する儀礼は、既存の国家と社会に正統性を付与しその維持を可能にするという目的により適していたとも考えられる。かつてニールが主張したほどには議会に政治的な重要性が認められないのは明らかであるが、こうした儀礼が同時代人に与えた影響力は決して看過しえないであろう。

ただしこうした象徴機能による政治的システムは、盤石なものとして存在していたとは言いがたい。その形式を中世から引き継いだ議会行進と礼拝式が表象していたのは、基本的に女王の権威であり、議会をもその権威体系の傘下に収める王権であった。だがこうした表象は、エリザベス治世期も半ばを過ぎるあたりから、現実の状況と齟齬を来しはじめた可能性がある。例えば会期中は下院議員と貴族院議員が対等であり、

64) 菅原「エリザベス1世の入市式における都市支配層の戦略」35頁、小山「近世初期フランスにおける国王儀礼の変遷」28頁、同「16世紀リヨンにおけるフランス国王の入市式」30頁。

65) V.F. Snow (ed.), *Parliament in Elizabethan England, John Hooker's 'Order and Usage'*, London, 1977, p. 181.

66) N・エリアス、波田節夫他訳『宮廷社会』(法政大学出版局、1981年)、192頁。

67) 今村『儀礼のオントロジー』226-235頁。

「バージェスに過ぎない者の意見、非難、判断も、最高位にある貴族と同一の有効性を有している<sup>68)</sup>」という認識を有する下院議員が、ごく一部ではあったが出現し始めていた。下院議員が基本的に排除されている儀礼に対して、こうした人々が抱く違和感が増大していったとしても不思議ではない。一連の儀式は初期ステュアート朝期まで挙行されていたが、共和制期に廃止された後、王政復古以降も復活しなかった。どの時点で議会儀礼が形骸化したのか、そしてそれは政治文化史上どのような意義を有しているのかといった問題については、今後の課題としたい。

ここまでは基本的に宮廷および国家レベルに限定して議論を進めてきたが、最後に民衆に対する影響の可能性に言及しておきたい。1559年に議会行進を目撃したあるイタリア人によれば、「女王が〔街路を〕通過する時、人々は跪き、『神よ、汝を守り支え給え』と叫んだ。女王は初めに街路の一方を向き、次に反対側へ向き直り、『ありがとう、良き民よ (Gramercy, good people)』と応え、彼ら全てに非常に優しく微笑みかけた<sup>69)</sup>。」また、少なくとも17世紀初頭までには行進を見物するために押し寄せる群衆整理のために沿道に柵が設置されるようになっていた<sup>70)</sup>。したがって一般のロンドン市民にとっても議会は直接女王を目にすることのできるスペクタクルの一種であり、国王および国家に対する忠節を喚起する機会の一つとして機能しうる可能性を秘めていたのである。

〔付記〕 本稿は、2008年日本西洋史学会第58回大会での口頭報告に、加筆・修正を施したものである。  
(慶應義塾大学大学院修了)

---

68) Snow, *op. cit.*, p. 183.

69) CSP(Venetian), VII, p. 22.

70) E.R. Foster, 'Staging a Parliament in Early Stuart England', in P. Clark, A.G.R. Smith and N. Tyacke (eds.), *The English Commonwealth. Essays in Politics and Society Presented to Joel Hurstfield*, Leicester, 1979, pp. 130, 249.